

令和7年1月9日

新入生保護者の皆様

小平第二中学校 保健室

中学校生活を健康に過ごすために

保健室では、お子さまが元気に学校生活を送れるように、心と体の両面からサポートしていきたいと考えています。つきましては、以下のような点についてご理解とご協力をお願いいたします。

1 保健室の利用について

保健室は主に学校管理下で発生した傷病（当日のみ）についての応急処置や短時間の休養、健康診断、健康相談、保健指導などを行う場です。ケガの継続的な処置はできませんのでご理解・ご協力をお願いいたします。ケガの状況により、医療等を必要とすると判断した場合には保護者へ連絡をします。また、体調不良で来室し、短時間の休養（保健室での休養は原則1時間）で回復の見込みがない場合は、早退の手続きを行います。保護者へ連絡し、お子さまが一人で帰宅できる場合には、帰宅後に学校へ帰宅確認の連絡をお願いしています。生徒の状況によって保護者のお迎えをお願いすることがあります。

保健室で内服薬を与えることはできません。（薬のアレルギーや副作用の事故防止、重要な病気の発見の遅れにつながるなどの弊害があるため）ご家庭でご準備いただいた薬を必要に応じて学校で服薬することはできますが、その場合でも自分が持ってきた薬を誰かにあげることがないように保護者からお子さまへ十分にお話くださいますようお願いいたします。

2 定期健康診断について

学校保健安全法に基づき実施いたします。健康診断の結果、詳しい検査や受診の必要がある場合には、早めの受診と、受診報告書の提出をお願いします。

健康診断時および学校生活に健康上の配慮が必要なお子さまについてはご入学前にご相談ください。

3 保健関係提出物について

入学式の日配布いたします。記入する書類が多く、お手数おかけいたしますが、必ず保護者の方が正確に記入してください。提出前に記入漏れがないかご確認をお願いします。

4 学校感染症について（小学校と同じ）

学校保健安全法で定められている学校感染症にかかった場合は、「出席停止」扱いとなります。感染症の診断を受けた場合には速やかに学校へ連絡し、医師の必要とした期間は自宅で静養してください。登校にあたり「登校届」「登校許可書」をご提出いただきます。（本校ホームページからもダウンロードできます）

5 災害共済給付制度について（小学校と同じ）

学校管理下（授業中・休み時間・部活動・登下校・宿泊学習）で起こったケガに対して行われる災害共済給付制度です。医療費などの給付が受けられます。学校でけがをして医療機関を受診された場合には、担任または部活動の顧問までご連絡ください。また、小学校の時のけがの治療が継続している場合は卒業前に小学校でご相談をお済ませください。中学校入学後は、中学校での申請手続きとなります。

スクールカウンセラー 相談室

スクールカウンセラー（臨床心理士）による教育相談を週1回実施しています。

学校生活・家庭生活・勉強や友人関係など、幅広く相談することができます。

お子さまのことについての相談について保護者の方も利用することができます。

生徒のみなさんだけでなく、保護者の方もお気軽にご利用ください。

開室日	月曜日 8:30～16:00（令和6年度）
場所	南校舎 1階 カウンセリングルーム
利用方法	【生徒の皆さんの相談について】 昼休みと放課後に相談ができます。 【保護者の皆様の相談について】 予約制になっています。学校へ電話して、お名前・ご連絡先をお伝えいただければ予約することができます。スクールカウンセラー勤務日にはカウンセリングルーム直通電話に連絡して予約することや相談することもできます。その他、担任の先生や保健室の先生を通じて予約することもできます。
小平第二中学校電話番号 042-341-0244 カウンセリングルーム直通電話 042-341-8687（勤務日のみ）	

◎1年生は全員面接があります

毎年、中学1年生を対象にスクールカウンセラーによる全員面接を行っています。スクールカウンセラーと生徒のつながりをつくり、相談しやすい環境を整えることにより、いじめ問題をはじめとする問題行動未然防止や早期に対応を図ることを目的としています。

特別支援教室「一橋」

「一橋」では、通常学級に在籍する一部特別な指導を必要とする生徒が学習しています。

学習内容は①SST（コミュニケーション）②学習スキル③運動④教科の内容を中心的に取り扱う自立活動から個々の課題に合わせ学習をしています。拠点校の小平第四中学校より巡回指導教員が本校に訪問して指導しています。詳しくは、学級担任、特別支援コーディネーターにご相談ください。